

平成23年度「規制緩和要望」一覧(すべて継続要望)

(内閣府「国民の声」への提案)

(23.10.14提出)

項目	概要
<p>1. 信用保証協会保証付債権の譲渡に関わる要件の緩和</p>	<p>【要望】信用保証協会「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡する際の要件(注)に、「銀行が関係者と合意のうえ作成した再生計画」を追加されたい。</p> <p>【理由】「保証付債権」の再生ファンド等への譲渡は一定の要件を満たした場合のみ認められているが、中小企業の場合、銀行と債務者が合意のうえ作成した計画に基づき再生を行うケースが多いため、「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡できず、中小企業の再生が迅速に行われたい事例もみられる。要件が緩和されれば、中小企業金融円滑化法の下、銀行によるコンサルティング機能の発揮がより期待でき、民間主導による企業再生が活発化するものとする。</p> <p>(注)要件：①整理回収機構が策定を支援した再生計画 ②中小企業再生支援協議会が策定を支援した再建計画 ③有責組合が策定を支援した再建計画 ④私的整理ガイドラインに基づき成立した再建計画。</p>
<p>2. 動産譲渡登記等を取扱う法務局の複数化</p>	<p>【要望】中小企業への資金供給手法の一つである動産担保融資推進の観点から、動産譲渡登記等の取扱法務局を複数化し、各都道府県の法務局での申請を可能とされたい。特に、復興支援の観点から、東北地区の法務局の対応を優先されたい。</p> <p>【理由】現在、動産・債権譲渡登記の取扱法務局は、東京法務局に限定のため、登記完了までに時間を要し、申請に不備があった場合に貸出先等との連絡調整が円滑にできなくなっているほか、司法書士への委託費等も負担となっている。</p>
<p>3. 動産譲渡登記の公示性の強化</p>	<p>【要望】担保目的の動産譲渡登記が、占有改定による先行の譲渡担保に優先するよう、制度を改正されたい。</p> <p>【理由】銀行は動産担保融資の取組みを進めている。担保権設定時に占有改定による先行の譲渡担保権の有無を完全に確認することは困難であることから、動産譲渡登記の優先が認められれば、動産譲渡登記制度の利用促進が図られる。また、譲渡担保権の有無の確認に費用を要している点も改善されるため、より低コストでの資金供給も可能となり、中小企業金融円滑化にも資するものとする。</p>
<p>4. 不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化</p>	<p>【要望】不良債権開示については、「金融再生法開示債権」への一元化を図られたい。</p> <p>【理由】リスク管理債権は、米国基準との同等性や時系列での比較可能性といった観点から開示が求められているが、米国一国の基準に拘ることに合理性はないと考える。また、「金融再生法開示債権」の考え方の導入から既に12年が経過したことで本指標は定着し、時系列での比較可能性も有すると考える。加えて、中小企業金融円滑化法による金融庁への報告の事務負担が増加していることから、一元化により事務負担の軽減になるものとする。</p>
<p>5. 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外</p>	<p>【要望】保険業法上の構成員契約規制から銀行を除外されたい。</p> <p>【理由】本規制は、募集代理店となる企業が自社社員へ保険販売を行うことを一律に禁止している。これにより、従業員からの自発的な申し出にも対応できないなど顧客利便性を阻害している。また、銀行は、監督指針の下、法令遵守に向けた全行的内部管理態勢を構築している。</p>